

副 本

広島地方裁判所三次支部令和5年(ワ)第26号 損害賠償請求事件

令和6年3月8日作成

広島地方裁判所三次支部 御 中

原 告 高野邦夫

被 告 国

被 告 福永孝

準 備 書 面 (2)

付 属 書 類

文書提出命令申立書(1)
文書提出命令申立書(2)
証拠説明書(2)

記

第一. 始めに

- 1.以下においては、原告を単に私、被告国を単に国、訴外津田廣夫を単に廣夫、庄原簡易裁判平成29年(ハ)第8号事件を単に他訴1、庄原簡易裁判平成29年(ハ)第14号事件を単に他訴2、庄原区検察庁副検事牛尾昌伸(平成29年12月14日当時)を単に牛尾副検事、被告福永孝弁護士を被告福永、西山明簡易裁判所裁判官(平成29年当時)を西山判事という。その他の用語については随時補充するものとします。なお引用法令は主として模範六法2021年版(電子版)からコピーし、貼付けしたものです。
- 2.本準備書面(2)は準備書面(1)を補充するものです。

第二. 文書提出命令申立書(1)について

- 1.私は送致番号簿自体が有形偽造(刑法 155 条)であって無形偽造(刑法 156 条)では無いと主張しているのである。即ち西山判決(甲第 1 号証)が形だけの狂言裁判であるから、結果として送致番号簿(甲第 2 号証)が有形偽造だと主張しているのです。
2. 被告福永の代理人就任が平成 29 年 8 月 10 日であり、庄原警察署が事件送致を行った平成 29 年 6 月 9 日より 2 カ月近くも後であると述べるが、指定代理人等が偽造した送致番号簿を提示したとは到底考えられない。

第三. 文書提出命令申立書(2)について

- 1.牛尾副検事の処分通知書(甲第 3 号証)によれば、訴外廣雄の傷害罪を(略式)起訴した事になっている。法務省令(被害者通知制度・甲第 5 号証)によれば当然に国=検察は私に対し廣夫の略式手続の結果を通知していなければならないのである。
- 2.国=検察はこれらをひた隠しに隠蔽したとしか考えられない。即ち七年近くも経過した今日に至っても、廣夫の略式手続の結果は欠片も私に知らされる事は無かった。
- 3.これは処分通知書(甲第 3 号証)が無形偽造である事を意味し、無い袖は振れないのは道理なのである。国=検察が否認するなら、処分通知書(甲第 3 号証)に対応する西山判事名義の略式命令書ぐらい提出するのが筋というものである。

第四.これらの結果が廣夫の行状(甲第 6 号証)に如実に現れている。そう足掛け七年も一片の謝罪も損害賠償もせず不在地主(元県警察官)を我が物顔で利用しているのである。

第六.結語・その他

- 1.以上の結論は「庄原警察署からの事件送致(刑訴 246 条)」を捏造した結果である。

★刑事訴訟法第 246 条 [司法警察員の事件送致]

司法警察員は、犯罪の捜査をしたときは、この法律に特別の定のある場合を除いては、速やかに書類及び証拠物とともに事件を検察官に送致しなければならない。但し、検察官が指定した事件については、この限りでない。

- 2.要するに本狂言裁判は、「庄原警察署に花を持たせた結果」なのである。
- 3.なお本狂言裁判は、西山判事・牛尾副検事・福永孝弁護士の共謀があつて成立するものである事を附記する。

以上原告 高野 邦夫(コウノクニオ)